

承認第3号

豊後大野市税特別措置条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和6年5月16日 提出

豊後大野市長 川野文敏

豊大専第6号

専 決 処 分 書

豊後大野市税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和6年3月31日

豊後大野市長 川 野 文 敏



豊後大野市税特別措置条例の一部を改正する条例

豊後大野市税特別措置条例（平成17年豊後大野市条例第63号）の一部を次のように改正する。

第1条第1号中「過疎法第23条」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（令和3年総務省令第31号）第1条第1号イ」に改める。

第2条第1項中「令和6年3月31日まで」を「令和9年3月31日まで」に、「当該区域」を「当該産業振興促進区域」に、「過疎地域」を「産業振興促進区域」に改め、「製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業又は旅館業の用に供する」を削り、同項第1号中「1,000万円」の次に「とし」を、「2,000万円」の次に「とする。」を加え、同条第2項中「(以下「初年度」という。）」を削る。

第3条第1項中「限り」の次に「、かつ、土地については」を加え、同条第2項中「同意日以後に取得したもの」を「促進区域対象施設の用に供する家屋若しくは構築物又はこれらの敷地である土地」に、「初年度」を「最初の年度」に改める。

第4条第1項中「令和6年3月31日まで」を「令和8年3月31日まで」に、「第10条第8項第5号」を「第10条第8項第6号」に、「第42条の4第8項第6号」を「第42条の4第19項第7号」に、「同法第68条の9第8項第5号」を「法人税法（昭和40年法律第34号）第66条第6項」に、「中小連結法人」を「中小通算法人」に、「増設したもの」を「増設した者」に、「対しては、豊後大野市税条例（平成17年豊後大野市条例第62号。次項において「税条例」という。）第62条の規定にかかわらず、」を「対して課すべき」に改め、同条第2項中「令和6年3月31日まで」を「令和8年3月31日まで」に、「もの」を「者」に、「税条例」を「豊後大野市税条例（平成17年豊後大野市条例第62号）」に改める。

第5条中「受けようとする者は、初年度の初日の属する年の1月末日又は当該設備等を取得した事業年度の確定申告書提出期限までに、規則で定める様式による申請書を」を「受ける者は、規則で定める様式による申請書を、これらの規定の適用を受ける年度の賦課期日の属する年の1月31日までに、」に改める。

第6条の見出し中「徴収猶予」の次に「等」を加え、同条第1項中「第3条の適用」を「第3条の規定の適用」に、「第4条の適用」を「第4条の規定の適用」に改め、同条第2項中「は、」の次に「固定資産税の法定納期限までに」を加え、「足りうる」を「足りる」に改め、「初年度の初日の属する年の1月末日までに」を削り、同条第3項中「猶予した」

を「徴収猶予した」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。